## 東北工業大学知的財産ポリシー

平成22年1月14日制定 平成30年9月26日改訂

東北工業大学は、「創造から統合へ一仙台からの発進一」のスローガンのもと、人間・環境を重視した工学及びライフデザイン学を創造し、社会との真の融合を目指すことにより、地域の文化と産業の発展に寄与することを理念・目的としています。この理念・目的を踏まえた教育・研究活動から創造される研究成果を権利化に基づく積極的な活用により社会に還元していきます。

## 1. 知的財産の帰属と運用

教職員の教育・研究活動により生じた知的財産に関し、原則的に大学に帰属するものとします。一方、知的財産の社会における積極的な活用の観点から評価し、大学帰属とした知的財産権に関しては組織的に権利取得・運用を行っていきます。大学帰属の知的財産は公開し、その運用に際しては、社会における活用を第一とし、企業との関係では透明性の高い運用を行っていきます。

## 2. 知的財産の活用による新たな知的資源の充実

大学帰属の知的財産の積極的な活用による対価収入は、発明者に還元するとともに、 大学の新たな知的資源の充実、並びに教育・研究活動の促進へ反映させていきます。

## 3. 知的財産の権利化・運用体制

知的財産の権利取得、また、大学帰属の知的財産に関する運用に関しては<u>研究支援</u> センターが組織的に対応します。